＼つくってみよう！／

マイナンバーカード

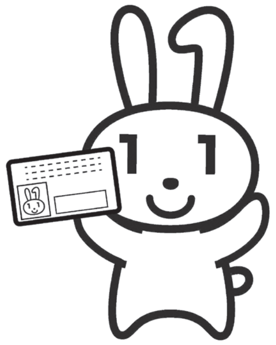

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された、顔写真付きカードです。
本人確認の際、身分証明書として使用でき、行政手続き(確定申告など)のオンライン申請が利用できます。初回発行は無料です。この機会に作成してみましょう。

問合先　市民課住民記録担当

マイナンバーカードの4つの作成方法

マイナンバーカードの作成には、通知カードと一緒に送られてきた交付申請書が必要です。
お持ちでない方は市民課で申請書を発行しますので、本人確認書類(運転免許証など)を持ち、ご本人か同一世帯の方がお越しください。申請してから約1か月後、市役所から「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)」が届きます。

申請書WEB
サイトはこちら

＼市役所入口に設置！／

証明書用写真機
で申請する場合

①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
②撮影料金を投入して、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざす
③画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了

郵便
で申請する場合

交付申請書に必要事項を記入の上、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送の上、申請完了
※　マイナンバーカード交付申請用封筒の差出有効期間は平成29年10月4日までとなっていますが、令和4年5月31日まで利用できます

パソコン
で申請する場合

①カメラで顔写真を撮影
②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力し、申請完了

＼おススメ！／

スマートフォン
で申請する場合

①スマホで顔写真を撮影
②スマホで交付申請書の二次元コードを読み取る
③申請書用WEBサイトでメールアドレスを登録
④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録(その場で撮影も可)、必要事項を入力し、申請完了

受け取り

受け取りには、必ず本人が来ていただく必要があります。本人確認書類、送付されてきた「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書(はがき)」、通知カード、住基カード(持っている方のみ)をお持ちください。

更新手続きはお早めに

すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、カード本体と電子証明書の更新を早めに行いましょう。更新を迎える方には通知を送付します。更新手続きは有効期限の3か月前から申請できます。

マイナンバーカードの更新

マイナンバーカード発行時に20歳未満の方で、5回目の誕生日を迎える方は、令和2年1月以降、更新時期を迎えます。マイナンバーカードの有効期限を確認し、更新手続きをしてください。

電子証明書の更新

マイナンバーカードに格納された電子証明書の有効期限は、マイナンバーカード発行時から5回目の誕生日までとなります。有効期限を確認し、更新手続きをしてください(カード本体の有効期限と異なります)。

住民票、マイナンバーカードなどに旧姓(旧氏)が併記できます

11月5日から住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカードなどへ旧姓を併記できるようになります。これにより、婚姻などで氏に変更があった場合でも、従来使用してきた氏を旧姓として併記できるようになります。旧姓の印鑑で印鑑登録もできるようになります。

問合先　市民課住民記録担当

旧姓とは？

「旧姓(旧氏)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。

旧姓を併記するには？

住民票に旧姓を併記するためには申請手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書、印鑑登録にも旧姓が併記されます。なお、住民票などに記載できる旧姓は1人に1つだけです。

詳細はこちら

旧姓併記の簡単手続き

Step1

旧姓が記載された戸籍謄本などを用意してください。戸籍謄本などは本籍地の市区町村に、直接または郵送で請求できます。

Step2

用意した戸籍謄本などと一緒に、マイナンバーカード(通知カード)を持って市役所で申請してください。

※　通知カードの場合は本人確認書類をお持ちください

Q　マイナンバーカードを持っていなくても、旧姓を併記する手続きはできますか。

A　マイナンバーカードをお持ちでない場合であっても、国内に住所を有する方は、通知カードに旧姓を追記するか、マイナンバーカードを新規に作ることができます。なお、すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

Q　旧姓としては、どのようなものを併記できますか。

A　旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本などに記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます。記載したい旧姓から現在までの全ての戸籍謄本などが必要となります。
なお、引っ越しなどで、他の市町村へ転出した場合、住民票などに併記されている旧姓は引き継がれます。

Q　住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか。

A　住民票は氏名とあわせて公証されているものであることから、旧姓または氏の一方のみを表示することはできません。

Q　旧姓を削除することはできますか。

A　必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏を変更したときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで、再び併記することができます。

「女性に対する暴力をなくす運動」を展開中　～ひとりで悩まず相談を～

問合先　女性センター☎287・4755

暴力とは？

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者や元夫、パートナーからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）、交際相手や別れた恋人からの暴力（デートDV）、ストーカー行為、セクハラ、性犯罪などは、女性が被害者になる割合が高く、人権を著しく侵害するものです。

殴る・蹴るなどの「身体的暴力」だけでなく、

◆「性的暴力」セックスの強要
◆「経済的暴力」生活費を充分に渡さないなど
◆「言葉の暴力」『俺がいないとお前は何もできない。』『死ね。』などの暴言
◆「精神的暴力」常に批判したり、大事な物を勝手に捨てる

などもDVにあたります。

暴力は、振るう側に問題があります。振るわれる側は悪くありませんが、恐怖や屈辱感などから、「自分さえ我慢すれば。」、「殴られる（怒鳴られる）のは自分が悪い。」と考えてしまい、体調不良、メンタル不調などの症状を起こすこともあります。

対策に取り組んでいます

11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

国では、配偶者および元配偶者からの暴力だけでなく、10代から20代の若い人たちの間で起こる性暴力の対策にも力を入れています。

市においても、多様化する暴力の状況を踏まえ、中学校と連携してデートDVの予防に取り組んでいます。

ひとりで悩まず相談を

市の配偶者暴力相談支援センターでは、女性が抱える悩みについて相談に応じるほか、被害者の安全と自立のために必要な支援を行っています。秘密は守られますので安心してご相談ください。

企画展示の開催

11月6日㈬から15日㈮まで市役所1階ロビーで、パネル展示「ドメスティック・バイオレンス」を行います。暴力のしくみや構造について、分かりやすく書かれたパネル展示です。ぜひご覧ください。

主な相談先

相談機関	受付日時など	相談内容ほか
市役所 配偶者暴力相談支援センター （女性相談・DV相談（要予約）） ☎298・7716	**面談予約受付時間** 月～金曜日　8時30分～17時15分 土曜日　8時30分～12時 ※　日曜日、祝日、年末年始を除く	家庭、離婚、DV、性的被害など、女性が抱える様々な悩み
女性センター（女性のための法律相談（要予約） ☎287・4755	**面談予約受付時間** 火～土曜日　8時30分～17時15分 ※　月・日曜日、祝日、年末年始を除く 【相談日】第2水曜日10時～13時	場合により電話相談可能 離婚、DV、性的被害、職場の問題など、女性が抱える法的な問題
県婦人相談センター ☎048・863・6060	月～土曜日　9時30分～20時30分 日曜日、祝日　9時30分～17時　※　年末年始を除く	DVに関する相談
県男女共同参画推進センター ☎048・600・3800	月～土曜日　10時～20時30分 ※　日曜日、第3木曜日、臨時休館日を除く	DVなど、女性が抱える様々な悩み
西入間警察署 ☎284・0110　※　緊急時は110	年中無休（24時間）	DV、ストーカー行為に関する相談
県警察犯罪被害者支援室 ☎0120・381・858	月～金曜日　8時30分～17時15分 ※　土・日曜日、祝日、年末年始を除く	犯罪被害、DV、ストーカー行為に関する相談 面接相談とカウンセリングは予約制
アイリスホットライン ☎048・839・8341	電話相談は年中無休（24時間）面接相談は要予約	性犯罪の被害に関する相談 （家族からの相談も可）
よりそいホットライン ☎0120・279・338→[3]を押す	年中無休（24時間）　※　電話相談のみ	性暴力、DVなど女性の相談
法テラス川越「DV等被害者法律相談援助制度」（予約制） ☎050・3383・5377	**面談予約受付時間** 月～金曜日　9時～12時、13時～16時 ※　土・日曜日、祝日、年末年始を除く 【相談日】隔週木曜日　10時～12時	DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方の法律相談

11月は「子供・若者育成支援強調月間」です

問合先　こども支援課子育て支援担当

深夜外出、スマートフォン所持率の増加によるトラブルや犯罪の増加、不登校や貧困など、青少年をめぐる環境は急激に変化しています。

青少年による非行や犯罪の増加原因の一つとして、青少年の行動に対する大人の無関心さや、規範意識の低下が指摘されるなど「大人の責任」が問われています。

これらの課題について、市青少年健全育成連絡協議会では、市内5地区の青少年健全育成推進協議会と連携し、深夜営業を行う店舗への青少年の帰宅推奨のお願いや、防犯パトロールなどを実施し、地域で子どもたちの見守りを行っています。

青少年健全育成推進協議会

市内5地区(各中学校区に1地区)で地域の方々が会員となり、青少年の育成と安全な地域づくりのために、パトロールや講演会の開催など様々な活動を行っています。子ども・若者の育成支援のため、市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いします。

子どもたちのために、できること

・登下校の時間に合わせて散歩する。子どもたちの見守りにつながります。

・玄関外の電気をつけておく。人目につかない薄暗い場所が減ることは、青少年を犯罪被害から守ることに効果的です。

・スマートフォンのフィルタリングを積極的に導入する。SNSなどがきっかけで青少年が性犯罪の被害に遭うこともあります。

トラブルに巻き込まれたら

警察相談専用電話
☎#9110

チャイルドライン
☎0120・99・7777
(18歳以下対象)

消費者ホットライン☎188
(買い物などのお金のトラブル)

11月は「埼玉県いじめ撲滅強調月間」です

問合先　学校教育課、教育センター☎287・3858

県では、11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、いじめの根絶に集中的に取り組んでいます。いじめに遭ったり、何か気付いたことがあれば、一人で悩まず相談してください。

【相談窓口】

よい子の電話教育相談(24時間365日対応)
18歳以下子ども専用(無料)
☎#7300
☎0120・86・3192
保護者専用
☎048・556・0874
Eメール相談
soudan@spec.ed.jp
ファクシミリ相談
FAX0120・81・3192

埼玉県警察少年サポートセンター(8時30分~17時15分、祝日・年末年始を除く)
子ども専用
☎048・861・1152
保護者専用
☎048・865・4152

子どもスマイルネット(10時30分~18時、祝日・年末年始を除く
☎048・822・7007

埼玉いのちの電話(毎日24時間)
☎048・645・4343

さいたまチャイルドライン
(毎日16時~21時、18歳以下の子ども専用、無料)
☎0120・99・7777

埼玉県こころの電話(心の健康や悩みに関する相談)
(9時~17時、土・日曜日・祝日・年末年始を除く)
☎048・723・1447

子どもの人権110番
(8時30分~17時15分、祝日・年末年始を除く、無料)
☎0120・007・110

子どもの人権SOSメール

メールはこちら

上・右記の内容に対する問合先
県青少年課☎048・830・2907

【鶴ヶ島市の相談窓口】

鶴ヶ島いじめ専用ダイヤル
(9時~16時30分、土・日・祝日を除く)
☎279・5144
※　市内小中学校に在籍する児童生徒およびその保護者が対象。

鶴ヶ島いじめ相談メール
ijimesoudan@city.tsurugashima.lg.jp

「プレミアム付商品券」の申請はお済みですか

問合先 福祉政策課プレミアム付商品券担当

「プレミアム付商品券」の申請期限が迫っています。対象者には申請書を郵送していますので、ご確認ください。

申請書受付期限 11月29日㈮

対象者
平成31年1月1日に当市に住民登録があり、令和元年度市民税非課税の方
※ 子育て世帯の方は申請不要

申請先 福祉政策課

商品券の購入
1セット5000円分を4000円で販売（1人5セットまで購入可）

購入引換券を受領後、指定された、市内郵便局で商品券を購入できます。

他市区町村で購入引換券を交付後に当市へ転入された方は、鶴ヶ島市役所にて購入引換券を当市のものと交換してください。

4年に1度の祈願！「脚折雨乞（すねおりあまごい）」を一緒に盛り上げませんか？

問合先 産業振興課商工労政担当

4年に1度開催される「脚折雨乞」。次回は令和2年に開催される予定ですが、東京オリンピックの開催年となるため、会場設営や警備などに関する費用が高騰している状況です。また、シティプロモーションの一環として「脚折雨乞」を広くPRしており、来場者の方のために出店などにより、賑わいを創出したいと考えています。このため、「ガバメントクラウドファンディング」を実施し、脚折雨乞の開催および賑わい創出の費用を募っています。ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングのため、市民の方に対しては返礼品の送付はできませんが、撮影スポット入場権および特別観覧席入場権は、受け付けられる仕組みにしましたので、ご検討ください。

詳細はこちら

公衆衛生事業功労者に対する埼玉県知事表彰

問合先 健康増進課健康増進担当

髙橋美代子（たかはしみよこ）さん（食生活改善推進員）と鶴ヶ島市ラジオ体操連絡会が埼玉県知事表彰を受賞されました。

長年、地域の健康づくりに尽力され、その功績が認められたものです。

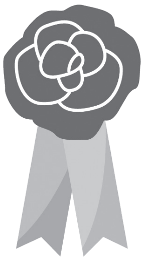

交通事故などで治療を受けるときは連絡を

問合先 保険年金課国民健康保険担当、高齢者医療担当

国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が、交通事故や飼い犬に噛まれたなどの第三者（他人の行動が原因となる）による行為によってけがや病気となり、保険証を使用して治療を受ける場合は、事前にけがをした際の状況をご連絡ください。内容によっては、届出が必要な場合があります。また、医療機関へ第三者行為による治療であることを伝えてください。

本来、治療費は加害者が支払うものですが、一時的に国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療広域連合で立て替え払いをし、後で加害者に請求することになります。

事前に連絡なく加害者から治療費を受け取ったり、示談に応じたりすると、国民健康保険または後期高齢者医療制度から治療に対する医療費の給付が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、次のような場合は、保険証は使用できません。

① けんか、酒酔い運転によるけがなど（社会的に非難される不法行為など）
② 仕事中や通勤途中のけがや病気（労災保険や他の保険の対象となるもの）

詳細はこちら

野外焼却は禁止されています

問合先　生活環境課環境保全担当

『埼玉県生活環境保全条例』では、ダイオキシン類などの発生を抑制するため、一定の構造基準を満たす焼却炉を使用する場合を除き、野外焼却を原則として禁止しています。

市には「近所でごみを燃やしていて煙で困っている」や「野外焼却により洗濯物に臭いがついて困っている」などの相談が寄せられています。

家庭で発生した廃棄物は、野外焼却をせずに、リサイクルできるものと可燃ごみに分別して集積所に出すなど、適切に処理してください。

次に掲げる野外焼却は、条例の適用から除外されます

・落ち葉焚きなど、日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
・稲わら焼きなど、農業や林業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
・キャンプファイヤーや、どんど焼きなど、風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

条例の適用から除外される場合でも、次の点に注意してください

・紙くずやプラスチック類などのごみを混ぜて焼却しない
・よく乾燥させて、なるべく煙が出ないように焼却する
・風向きを考えて焼却する
・火の粉が飛ばないように焼却する
・焼却を放置しない
・条例の適用から除外される焼却であっても、なるべく集積所に出す

教育委員会委員の任命

問合先　人事課人事担当

教育委員会委員の石澤良浩（いしざわよしひろ）さんが任期満了となり、10月1日付けで再任されました。

不法投棄をさせないようにしましょう

問合先　生活環境課環境推進担当

不法投棄をされてしまったら

所有地（管理地）に不法投棄されてしまい、不法投棄者が判明しない場合は、法に基づき、その土地の所有者（管理者）が自らの責任で処分しなければなりません。

不法投棄者を見つけたら、警察に通報し、日時、場所、ごみの種類と量、車両情報、人物の特徴などを伝えてください。

不法投棄をさせないために

土地の所有者（管理者）は次のような工夫を行い、不法投棄を未然に防ぎましょう。

・定期的な見回りをし、土地の状況を常に把握するようにする
・草木の除草や伐採を行い、見通しのよい環境を整える
・フェンスや柵を設置し、侵入できないようにする

市の取組について

不法投棄パトロールを定期的に行っています。

また、不法投棄防止のための啓発看板を配布しています。

看板をご希望の方は、生活環境課までお越しください。

啓発看板

不法投棄は犯罪です

みだりにごみを捨てることは、法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）で禁じられています。

違反すると、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金（法人に対しては3億円以下の罰金）、またはその両方が科せられます。

固定資産評価審査委員会委員の選任

問合先　人事課人事担当

固定資産評価審査委員会委員の鍋島忠（なべしまただし）さん、毛須征弘（もすゆきひろ）さんが任期満了となり、10月1日付けで再任されました。

『ひとつずつ　いいね！で確認　火の用心』秋季全国火災予防運動のお知らせ

問合先　坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課☎281・3117

11月9日㈯から15日㈮は、秋の全国火災予防運動期間です。家の周囲には燃えやすいものを置かないようにしましょう。

平成30年中における管内の主な火災原因

・電気機器　6件
・放火(疑いを含む)　4件
・たばこ　3件
・こんろ　3件

あなたの命を守る「住宅用火災警報器」の設置はお済みですか?

寝室などに煙式の警報器を設置しましょう。

また、設置がお済みの方は、定期的に警報器の掃除や点検をお願いします。

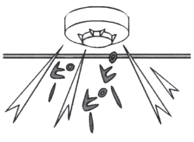

防火ポスター優秀作品発表

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、鶴ヶ島市と坂戸市の小学3・4年生を対象とし、夏休み期間中に「防火ポスター」を募集しました。

その結果、168点の応募があり、54点が入選しました。

さらに、その中から最優秀作品1点と優秀作品6点を選出しました。

最優秀作品

栄小学校
4年　大前(おおまえ)遥香(はるか)さん

優秀作品

藤小学校
4年　越川(こしかわ)ゆりあさん
新町小学校
3年　長谷川(はせがわ)樹(たつき)さん
ほか、坂戸市内の小学生4人

これらの入選作品は秋季全国火災予防運動期間中を目安に、次のとおり展示します。

展示場所　市役所1階ロビー
展示期間　11月1日㈮~11月15日㈮
※　土曜日午後、日曜日、祝日を除く

全国一斉の緊急地震速報訓練を行います

問合先　安心安全推進課防災担当

全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用した、全国一斉の緊急地震速報訓練を行います。

放送日時　11月5日㈫10時頃
放送内容　「(チャイム音)こちらは、防災つるがしまです。ただ今から訓練放送を行います。(緊急地震速報チャイム音)　緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。(くり返し3回)こちらは防災つるがしまです。これで訓練放送を終わります。(チャイム音)」

※　緊急地震速報チャイム音は、実際の緊急地震速報と同じ警報音が流れます
※　放送を聞いたら、自分の身を守る行動をとってみましょう
※　災害時などは訓練を中止する場合があります
※　放送が流れると、防災ラジオからも放送が流れます

消防署を見学してみませんか

問合先　坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部指令課☎281・3495

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、11月9日の「119番の日」に合わせて、消防指令センター、鶴ヶ島消防署および坂戸市内の消防署を皆さんに公開します。

119番通報を受ける消防指令センターや消防車など、普段あまり見ることができない消防署の内部を見学してみませんか。

日時　11月3日㈷~9日㈯
9時~16時
公開施設　鶴ヶ島消防署、消防本部消防指令センター、坂戸消防署、東分署、西分署